

4 勧告の趣旨

原告ら、被告及び補助参加人は、これまでの本件の審理において、いずれも主張立証を尽くしたものである。このような主張立証状況の下で、裁判所は、2の建物に関する移転補償（以下「本件移転補償」という。）に関し、補助参加人に第三者の利益を図る意図があったとは認められないものの、損失補償基準要綱の本来の趣旨に即した取扱いといえるか、ひいては支出が財務会計法規に適合しているといえるかについての疑義を完全に払拭するまでに至らないことのほか、本件に関する一切の事情を勘案し、本件を終局判決によらず解決することを勧告する。

5 合意の内容

(1) 被告及び補助参加人は、裁判所からの勧告の趣旨を踏まえた上で、新城市において、本件移転補償に際し、損失補償基準要綱の要件を満たすか否かに関する調査に必ずしも十分とはいえない点があり、支出に疑義が生じ得る不適切な事態が生じたことを重く受け止め、遺憾の意を表す。

(2) 補助参加人は、裁判所からの勧告の趣旨を踏まえ、本件移転補償に係る補償費相当額の損害賠償請求権をめぐる紛争の解決金として、被告に対して125万円の支払をすることとし、被告はこれを受領することとした。原告らはこの経過につき了解し、前記の支払について異議を述べることはしない。

(3) 被告は、原告ら訴訟代理人新海聡に対し、訴訟追行等に要した弁護士費用相当額の一部として25万円を支払うものとする。

被告は、前記の支払を、平成31年5月31日限り、原告ら訴訟代理人新海聡の指定する口座に振り込む方法により行うものとする（なお、振込手数料は被告の負担とする。）。

(4) 被告は、今後、損失補償の事務等に関し、関係法令への適合性に疑念を持たれないよう、適正に処理すべく一層努めるものとする。

(5) 原告ら、被告及び補助参加人は、本件移転補償をめぐる問題について、前記(1)ないし(4)のとおりであり、本件が本合意により終局判決によらず解決されたことを確認し、今後、本合意の趣旨に反する言動等がないよう、相互に留意するものとする。